

# ペットは正しく飼いましょう

～犬・猫に関する苦情が増えています～

気づかないうちに近所に迷惑をかけていませんか。最近、放し飼いにされている犬や猫が、近隣住民の敷地にフンをしているなどの苦情が寄せられています。ペットを飼うときは、周りへ配慮することがとても大切です。マナーを守り、最期まで責任をもって飼いましょう。

## 犬の飼い主の方へ

- ・散歩中は、必ずリード等につなぎ、フンをしたら袋などに入れて持ち帰りましょう。
- ・飼養施設を常に清潔にして、周辺環境や犬の健康に配慮しましょう。
- ・生後91日以上の犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
- ・死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。
- ・迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。

## 猫の飼い主の方へ

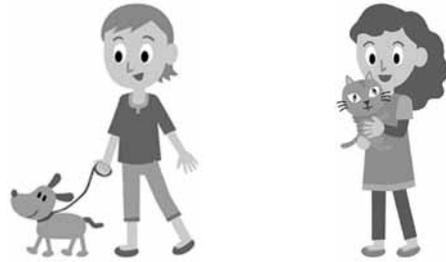
- ・他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。
- ・繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
- ・迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

## 野良猫へのエサやりはやめてください

野良猫への置きエサ等の無秩序なエサやり行為は、飼い主のいない猫を増やすだけではなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

## 動物の遺棄・虐待は犯罪です

愛護動物を遺棄・虐待すると法により罰せられます。**転居や病気、高齢等でペットを飼えなくなったら** 親、兄弟、子どもや親戚等に譲渡するか、ペットの里親を募集して飼い主を探しましょう。



問い合わせ 生活衛生課 生活衛生班 ☎ 0820-79-1012

## 森地区若者定住促進住宅用地貸付の募集を行います

若者世帯の転入の促進および転出の抑制を図り、過疎化による児童数の減少に歯止めをかけるとともに地域を活性化することを目的に若者世帯が自己負担によりマイホームを建築するため宅地造成した町有地を貸し出します。

### ■募集する住宅用地

周防大島町森地区(旧東和庁舎跡地) 5区画のうち1区画

区画⑤(213・33㎡)

※区画①、②、③、④については成約済みです。

### ■貸付期間

10年(10年経過後は無償譲渡いたします)

### ■貸付料

5500円/月額

### ■応募ができる方

現に生活の基盤が周防大島町にある方又は、生活の基盤を周防大島町に移そうとする方で、概ね45歳以下の1世帯2人以上(同居予定の単身者を含む)の当該用地に自己負担によりマイホームを建築できる方。

### ■応募期間

5月15日(月)～6月30日(金)

(応募がない場合は、随時募集を行います)

### ■選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。

※詳しくはお問い合わせください。

### ■申し込み・問い合わせ

空家定住対策課

☎ 0820 (74) 1033

